12　11の欄は、次によること。

⑴　送受の別コードの欄、基本コードの欄、付加コードの欄及び偏波面コードの欄は、無線局種別等コード表により該当するコードを記載すること。ただし、26.175MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては、偏波面コードの記載を要しない。

⑵　利得の欄は、26.175MHzを超える周波数の電波を使用するものに限り記載し、絶対利得で記載すること。

⑶　水平面の主輻射の角度の幅の欄及び垂直面の主輻射の角度の幅の欄は、ＡＣＡＳ、機上ＤＭＥ、機上タカン、ＡＴＣトランスポンダ、電波高度計及び航空機用ドップラ・レーダーの場合は、水平面及び垂直面の主輻射角度の幅をそれぞれ記載すること。また、航空機用気象レーダーの場合は、電界面の主輻射角度の幅及び磁界面の主輻射角度の幅について、水平面の主輻射の角度の幅の欄及び垂直面の主輻射の角度の幅の欄にそれぞれ記載すること。

13　［略］

14　13の欄は、送信装置、空中線及び発射する周波数等の関連付けができるように24の欄に対応した周波数番号を記載すること。ただし、単一の送信装置及び空中線系を使用する場合、単一の電波の型式、周波数、空中線電力及び周波数等の条件を使用する場合、その他の送信装置、空中線及び発射する周波数等の関連付けが明らかな場合には、「―」を記載し、23及び24の欄の記載は要しない。

15　［略］

16　15の欄は、空中線系番号の別に、次により記載すること。

［⑴・⑵　略］

⑶　構成が複雑なため記載が困難なときは、空中線の構成を示す図面を別に添付することとし、□にレ印を付けること。

17　17の欄は、航行用無線設備がある場合、該当する□にレ印を付け、その台数、種類及び型式又は名称及び製造者名を記載すること。その他の欄は、総合通信局長の指示があつた場合に記載すること。なお、１の申請につき複数の工事設計書を添付する場合は、１の工事設計書に記載し、他の工事設計書への記載は要しない。

18　18の欄は、次の表の装置の別に掲げる装置がある場合に限り、該当する□にレ印を付け、その台数、当該装置が附属する２の欄で記載した装置の番号及び１から４までの装置については、その方式・規格等についても記載すること。また、５の装置については、同一の装置で複数の装置の制御を行う場合は、台数の欄に当該装置の台数を記載し、補足事項の欄に「ＨＦ無線電話と共用」のように記載すること。なお、補足事項の欄は、当該装置が送受の区別がある場合に限り、装置との対応が分かるよう記載すること。

装置の別	方式・規格等
１　選択呼出装置	トーン信号の構成、型式名、検定番号（検定規則第８条第１項又は外国の型式検定によるもの）、国名（外国政府の行う型式検定を受けた設備の場合に限る。）、信号の方式（型式検定を受けていない場合に限る。）
［２・３　略］	
４　周波数測定装置	検定番号（検定規則第８条第１項又は外国の型式検定によるもの）
［５　略］	

13　［同左］

⑴　送受の別コードの欄、基本コードの欄、付加コードの欄及び偏波面コード（26.175MHzを超える周波数の電波を使用するものに限る。）の欄は、コード表により該当するコードを記載すること。

⑵　利得の欄は、26.175MHzを超える周波数の電波を使用するものに限り記載し、Gis（絶対利得）で記載すること。

⑶　水平面の主輻射の角度の幅の欄及び垂直面の主輻射の角度の幅の欄は、ＡＣＡＳ、機上ＤＭＥ、機上タカン、ＡＴＣトランスポンダ、電波高度計及び航空機用ドップラ・レーダーの場合は、水平面及び垂直面の主輻射（ふく）角度の幅をそれぞれ記載すること。また、航空機用気象レーダーの場合は、電界面の主輻射（ふく）角度の幅及び磁界面の主輻射（ふく）角度の幅について、水平面の主輻射（ふく）の角度の幅の欄及び垂直面の主輻射（ふく）の角度の幅の欄にそれぞれ記載すること。

14　［同左］

15　13の欄は、送信装置、空中線、発射する周波数等の関連付けができるように24の欄に対応した周波数番号を記載すること。ただし、単一の送信装置及び空中線系を使用する場合、単一の電波の型式、周波数、空中線電力及び周波数等の条件を使用する場合その他の送信装置、空中線及び発射する周波数等の関連付けが明らかな場合には、「―」を記載し、23及び24の欄の記載は要しない。

16　［同左］

17　15の欄は、空中線系番号の別に、参考となる事項を記載すること。

［⑴・⑵　同左］

［新設］

18　17の欄は、航行用無線設備がある場合、該当する□にレ印を付け、その台数、種類及び型式又は名称及び製造者名を記載すること。なお、１の申請につき１枚の記載でよい。

19　18の欄は、次の表の装置の別に掲げる装置がある場合に限り、該当する□にレ印を付け、その台数、附属装置を付属させる装置について２の欄で記載した装置の番号及び１から４までの装置については、その方式及び規格についても記載すること。また、５の装置については、同一の装置で複数の装置の制御を行う場合は、台数の欄に当該装置の台数を記載し、補足事項の欄に「ＨＦ無線電話と共用」のように記載すること。なお、補足事項の欄は、当該装置が送受の区別がある場合に限り、装置との対応がわかるよう記載すること。

装置の別	方式及び規格
１　選択呼出装置	トーン信号の構成、型式名、検定番号、国名（外国政府の行う型式検定を受けた設備の場合に限る。）、信号の方式（型式検定を受けていない場合に限る。）
［２・３　同左］	
４　周波数測定装置	検定番号（検定規則第８条第１項又は外国の型式検定によるもの。）
［５　同左］	